



平成 25 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名　日 東 電 工 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長　柳 楽 幸 雄
(コード番号: 6988 東証・大証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
　　塩 路 信 也
電話番号 06-6452-2101(代表)

取締役に対するストックオプションとしての報酬額および内容に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、取締役のストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額の設定および当該新株予約権の内容についての議案を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会へ下記のとおり付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当は、下記について当該株主総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

I. 付議の理由

当社は、平成 16 年に取締役・執行役員に対する現金による退職慰労金を廃止し、その代替として株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。これは、実質的に株式現物を給付するための具体的方法としてストックオプションを付与するもので、対象者は在職中に毎年の付与分を積み立て、退職後に権利行使することにより株式を取得することができます。

上記付与に関し、今年度に取締役に付与する予定である株式報酬型ストックオプションにつき、その額および内容に対するご承認をお願いするものであります。なお、本件の付与対象者には社外取締役を含まないものとします。

II. 議案の内容

(1) ストックオプションとしての報酬額

当社の取締役の報酬額は、平成 20 年の第 143 回定時株主総会でご承認いただいた「月額 3,000 万円以内（うち社外取締役分 200 万円以内）」であります。この報酬限度額とは別枠として、当社取締役に対する本総会の日から 1 年間の株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を 1 億 1,300 万円以内（ただし、新株予約権発行時点での公正な評価額により算出する額）で発行いたします。なお、対象となる取締役の員数は、定時株主総会で取締役選任議案が承認されることを前提として、社外取締役を除く 6 名であります。

(2) ストックオプションとしての新株予約権の内容

上記金額の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりとし、具体的な発行事項は取締役会の新株予約権発行決議により決定するものとします。

① 新株予約権の総数および目的である株式の種類・数

新株予約権の総数 179 個（上限）

目的である株式の種類・数 新株予約権 1 個あたり普通株式 100 株
(総数上限 17,900 株)

なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的である株式 1 株当たりの払込金額（行使価額）は 1 円とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日の翌日から 30 年以内の期間を別途定める。

④ 新株予約権行使の条件

上記③にかかわらず、新株予約権者は原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から別途定める期間に限り新株予約権を行使できる。

以上